

<b>Title</b>	戦国期近江三雲氏の動向：大名権力と惣国一揆の接点
<b>Author</b>	新谷, 和之
<b>Citation</b>	市大日本史. 23 卷, p.39-59.
<b>Issue Date</b>	2020-05
<b>ISSN</b>	1348-4508
<b>Type</b>	Departmental Bulletin Paper
<b>Textversion</b>	Publisher
<b>Publisher</b>	大阪市立大学日本史学会
<b>Description</b>	

Placed on: Osaka City University

# 戦国期近江三雲氏の動向——大名権力と惣国一揆の接点——

新谷和之

## はじめに

戦国大名と惣国一揆は、ともに戦国期の社会状況に応じて生み出された地域権力として捉えられている。池享は、畿内固有の地域権力として惣国一揆を措定し、権力としての非完結性・不安定性から戦国大名との異質性を強調する<sup>①</sup>。一方、久留島典子は戦国大名権力に一揆的な要素を見出し、両者の同質性を主張した<sup>②</sup>。このように、戦国大名と惣国一揆の性格をめぐる評価がわかれるものの、「家」権力と一揆といった権力構造の違いが生じたのはなぜかが重要な課題となっている<sup>③</sup>。この点で、近江国南部には六角氏と甲賀郡中惣という二つの結果核が存在し、大名（家）権力と惣国一揆のせめぎ合いがみられる唯一のフィールドといえよう。

戦国期の六角氏権力については、分国法である「六角氏式目」の分析を通じて、地下との相克から領主の階級的結果が育まれる過程を跡づけた勝俣鎮夫の研究<sup>④</sup>が著名である。宮島敬一はこうした結果のあり

様を「地域的一揆体制」として概念化し、六角氏の官僚機構が在地から形成されてきたことを理論的にまとめた<sup>⑤</sup>。これに対し、村井祐樹は関連史料を網羅的に収集した上で、戦国期の六角氏権力内では古参の被官がなお優位な位置にあったことを論証した<sup>⑦</sup>。筆者も文書発給への関わり方や居城への在城の実態をもとに被官の動向を探り、権力内にな寄・若衆の階層秩序が存在すること、観音寺城のウチとソトで活動する被官がそれぞれいたことを明らかにした<sup>⑧</sup>。

このように、六角氏の権力編成をめぐる実証的な研究が進むなかで、被官の多様な活動ぶりが浮き彫りとなり、室町期以来の展開も踏まえて権力の特質を論じる必要性が提起されている。今後は、被官化の契機や在地支配との兼ね合いなどを個々の被官に即して検討することが改めて求められよう。また、発給文書にみえない被官が、六角氏権力内でのどのような位置づけにあったのかも考える必要がある。

一方、甲賀郡中惣をめぐることは、中間層論・在地領主論などの分野で重厚な研究蓄積があり、近年では地域権力としての惣国一揆像が定

着しつつある。ここでは、織田権力の伸張に伴う対外的危機により、複数の同名中が連帯して郡中惣が形成され、広域の紛争裁定を担う地域権力へと成長を遂げたことが明らかにされている。また、一揆の構成員が散りがかりな被官関係を結ぶことで、あらゆる権力と敵対しない中立地帯を生み出すことになった<sup>⑨</sup>。

こうして甲賀郡では、在地領主による横の連帯が強固に結ばれ、惣国一揆が形成されたことが判明したが、同じ近江の大名権力である六角氏との関わりについては不明な点が残されている。服部光真は、郡中惣の前提に寺社を核とした地域秩序があり、六角氏の後援を受けた甲賀の諸侍たちが観念的な平和領域を創出したと論じている<sup>⑩</sup>。この指摘を踏まえるならば、六角氏が甲賀の地域社会にどのような権力行使を行い、そのことが郡中惣の形成にいかなる影響を与えたのかを考察することが重要となろう。

上記の課題にアプローチするための一つの試みとして、本稿では三雲氏の動向に着目する。三雲氏は、甲賀郡西部の三雲（現湖南市）を本拠とし、戦国期に六角氏被官としての活動がみられる。三雲氏については、自治体史などで度々言及されてきたが、その多くは近世の系譜・由緒書に依拠したものとなっている。足利將軍の六角征伐時に六角高頼に味方した「甲賀五十三家」の一つとするのが、代表的な説明の仕方であろう。だが、系譜や由緒書には誤りが多く、そのままでは信用することはできない。村井祐樹は、六角氏被官の一人として三雲氏を取り上げ、三雲氏が年寄の一家であり、奉書・禁制の発給、軍事

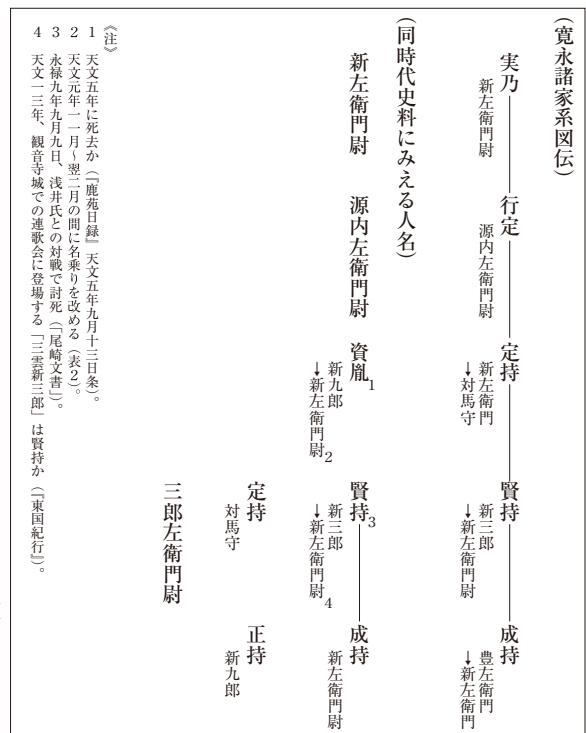


図1 三雲氏の系譜

行動など幅広い活動を手がけたことを明らかにしている<sup>⑪</sup>。村井の指摘は同時代史料に裏づけられたものであるが、概説的なまとめにとどまっており、六角氏被官としての活動以外の面も含めてその動向を検討する必要がある。後述するように、三雲氏は一五世紀末以降の動向を同時代史料で継続して追うことができる。また、織田信長上洛後は六角方主力として活躍したことがわかり、六角氏と甲賀諸侍との関係をみる上で好個の素材といえよう。

『寛永諸家系図伝』によると、三雲氏は藤原氏道隆流の一家で、もとは大原原を名乗り、武藏・上野や越後で活動した。明応年中(二四九二〜一五〇二)、実乃の代に江州に至り、下甲賀(甲賀郡西部)を領し三

雲に居住し、三雲を名乗ったという<sup>(12)</sup>。しかし、これらの事実は同時代史料では確認できない。建武二年（一三三五）には、「三雲伊与坊」と名乗る山賊人が山中氏に召し捕らえられている<sup>(13)</sup>。この三雲が戦国期に六角氏の被官となる三雲氏につながるかは不明であるが、少なくとも一五世紀末には甲賀での活動が確認でき<sup>(14)</sup>、系図にいう他所からの移住については疑わしいといわざるをえない。

加えて、『寛永諸家系図伝』が示す系譜関係は、同時代史料と齟齬する点が多くつか認められる。試みに系図と同時代史料にみえる人名とを並べてみると（図1）、実乃・行定といった実名は系図でしか確認できない。逆に、同時代史料にみえる資胤は系図には登場しない。系図は、源内左衛門尉の次に定持―賢持の系譜を示すが、賢持・定持・三郎左衛門尉の名は同時代史料の上ではほぼ同じ時期にみることができ。賢持・定持はそれぞれ六角義賢・定頼の偏諱を受けていると考えられ、定持―賢持の系譜は事実とみてよいかもしいが、他にも系図にはあらわれない人名が確認でき、複数の系統が存在した可能性もある。

いずれにせよ、系図の内容に信を置くことはできず、同時代史料に基づいて三雲氏の動向を追う必要がある。以下、三雲氏の動向を段階的に把握し、六角氏の甲賀郡への関わり方の一端を探ることにしたい。

## 一 近江国内の戦乱と三雲氏

応仁・文明の乱の後、六角氏は二度にわたり將軍から討伐を受け、

分国内では戦乱が続くこととなる。ちょうどその頃、三雲氏の動きが史料上明確になってくる。そこで本章では、一五世紀後半から一六世紀初頭にかけての三雲氏の動向を追い、六角氏との関係を探ることにする。

応仁・文明の乱以降、守護方による莊園の押領が常態化し、莊園領主たちを悩ませた。このことが、後に將軍の親征を招く要因となる。

文明一九年（一四八七）五月、大宮長興は応仁・文明の乱以来の所領問題を解消するため、美濃へ向けて出立した。同二四日、長興は六角氏の重臣である山内政綱を訪ねて鳥羽庄に逗留し、二七日には六角高頼の宿所である三雲へ向かった<sup>(15)</sup>。ここでは、六角氏が本城である観音寺城を離れ、三雲に寄宿していることが注目される。後述する三雲氏の動きを勘案すると、六角氏は三雲氏を頼って寄宿した可能性がある。寄宿の理由は不明だが、同年に足利義尚が六角高頼を攻めていることから、將軍方の動きを見据えた行動とみる余地もあろう。

足利義尚は、六角高頼の配下による莊園押領を問題視し、長享元年（一四八七）七月に六角氏の「御退治」を決定する<sup>(16)</sup>。義尚は九月二日に坂本へ出陣し、同二四日には六角氏被官である伊庭氏以下の館が置かれた金剛寺・八幡山で合戦が起きた。その結果、六角方が敗北し、甲賀郡へ落ちのびたとの風聞が伝わっている<sup>(17)</sup>。この間の事情を端的にまとめたのが、次の史料である。

〔史料一〕<sup>(18)</sup>

江州守護六角近年寺社本所領悉以落取之、以外悪行也、仍去月



十二日室町殿征夷大将軍兼右近衛大将権大納言従一位、令引率数万軍兵、令進発于江州給、東坂本十禅師二宮之彼岸所成御陣、同廿五日金剛寺城責落、弓場伊庭没落了、六角八川上郡甲賀三窪三在之云々、或伊賀堺二越云々、

ここでは、六角氏の没落先は三雲あるいは伊賀国との境であるときられている。それについて、『蔭涼軒日録』では「三雲城衆」が伊勢国樟原に没落したとある<sup>19)</sup>。また、六角方が「甲賀城」に立て籠もったとする史料もある<sup>20)</sup>。さらに、九月二五日に野洲河原で仁木貞長を討ち取られた軍勢が三雲で賊軍に接したとも記されている<sup>21)</sup>。これらの史料から、六角方が三雲にいったん身を寄せたことは確実であろう。

では、なぜ三雲が六角方の抵抗の拠点となったのか。三雲は甲賀上郡・下郡<sup>22)</sup>の境界に位置し、東海道に対して南北に山並みが迫る位置にある(図2)。このような軍事的要地にあることから、六角方は三雲に身を寄せたのではないかと考えられる。

義尚の出陣を受けて、莊園領主たちは所領の回復を求めて近江を訪れた。長享元年九月二六日、蔭涼軒主亀泉集証は、慈徳寺領三雲郷及び末寺妙感寺・法恩寺への守護押領について、幕府奉行人飯尾清房に義尚への披露を求める一行を作成する。しかし、この時は将軍の意向に叶うよう斟酌すべきとし、提出しなかった<sup>23)</sup>。翌月、亀泉集証は鈎の陣にて義尚の側近二階堂政行と対面を果たす。前將軍足利義政の意向をうかがおうとする亀泉集証に対して、二階堂は義政の御成敗ではよろしくない、亀泉の一行があれば義尚に披露すると返答し、義尚の裁

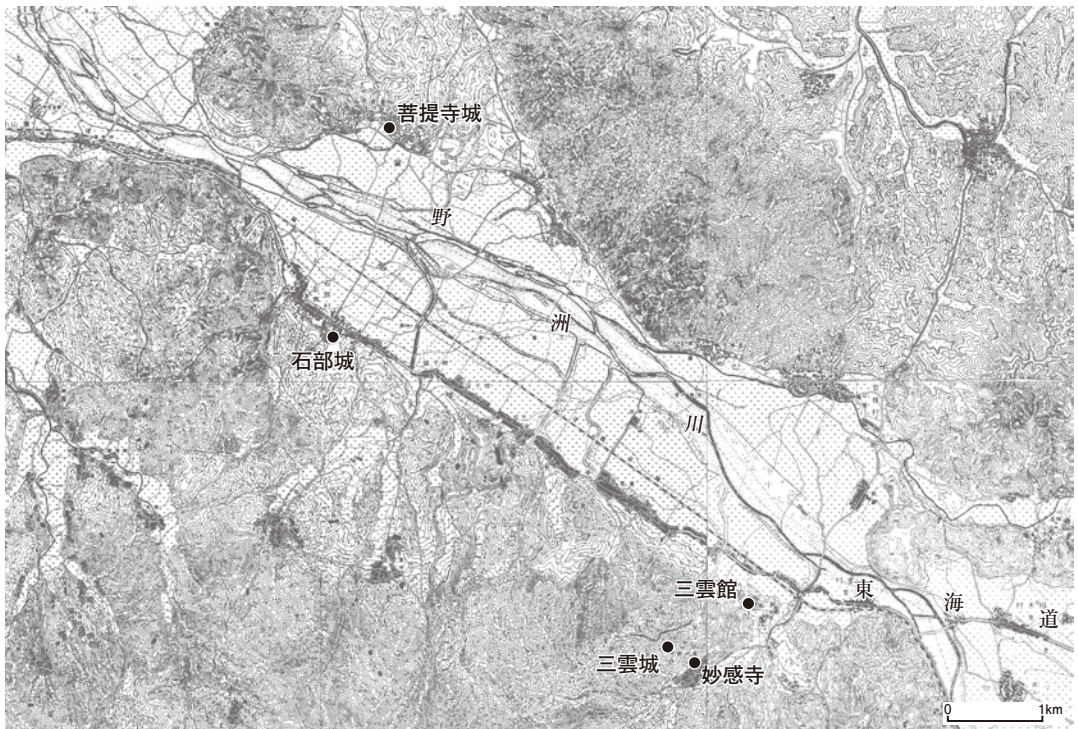


図2 三雲周辺図 明治期の2万分の1 仮製図に加筆

定を求めることになった。<sup>(24)</sup>こうして二階堂宛の一行が作成されるが、そこには寺家の所望により、報恩寺・大義庵の二ヶ所が書き加えられた。<sup>(25)</sup>これを二階堂にみせたところ、次のような反応があった。

〔史料二〕<sup>(26)</sup>

就慈徳寺領甲賀郡三雲郷地頭職・同所未寺妙感寺事、先日二階堂約面之處、報恩寺・大義庵二ヶ所加之書中之間、二階堂難意得之由被白之云々、然間改書面遣之、状云、

船橋慈徳寺領江州甲賀郡三雲郷地頭職之事、一乱以来守護押領候、御成敗嚴重之御事候条、自來年寺家知行仕候様仁、被成下御奉書候者、忝可畏入由、住持被申候、同所未寺妙感寺事同前候、可然様仁御披露所仰候、恐々謹言、

閏十一月廿日

名判

二階堂山城守殿御陣所

すなわち、二階堂は報恩寺・大義庵を書き加えたことに難色を示したのである。そのため、三雲郷地頭職と末寺妙感寺の回復に絞って一行を書き直すこととなった。ここでは、一乱（応仁・文明の乱）以来の守護の押領を持ち出し、來年から寺家が知行できるように奉書の発給を求めている。このように、三雲とそこに所在する寺庵への守護方の押領が問題視されているが、この押領に三雲氏が加担していた可能性は高い。三雲氏が押領を糾弾される立場にあったとすれば、六角方に ついて權益を維持しようとするのは自然なことである。六角氏の三雲での軍事行動の背景には、先述の地勢的な要因に加え、三雲氏側のこ

のような事情もあったと評価できよう。

続く足利義材の第二次六角征伐でも、三雲氏は六角方として活動した。<sup>(27)</sup>第二次六角征伐は明応の政変により頓挫するが、新たに將軍に就任した義澄は山内就綱に六角氏の惣領職を与え、高頼の追討を命じた。<sup>(28)</sup>山内就綱は、第二次六角征伐時に義材の陣所にて謀殺された政綱の息子である。山内氏はもともと六角氏の庶流にあたることから、義澄は就綱を通じて守護家の統制を図ろうとしたのであろう。明応三年（一四九四）一〇月、就綱は高頼を攻め、勝利をおさめる。この時、三雲氏は高頼方について討死し、その首は六条河原にさらされた。<sup>(29)</sup>だが、就綱は翌一二月には山門衆とともに没落し、<sup>(30)</sup>近江国は再び高頼の支配下に置かれることとなった。

文亀二年（一五〇二）、六角高頼は有力被官の伊庭氏を突如として排斥する。いったん没落した伊庭氏は、赤澤朝経と連携して近江に進軍し、青地・馬淵ら六角氏被官の城を次々と攻めた。この時、永原・三雲は没落したとあり、<sup>(31)</sup>三雲氏が高頼方であったことがわかる。翌年、伊庭氏は高頼と和睦するが、永正十一年（一五二四）に再び没落し、以降六角氏権力の中枢に復帰することはなかった。<sup>(32)</sup>

以上、三雲氏が第一次六角征伐以後、一貫して六角高頼方として行動していたことを確認した。三雲氏が高頼を支持した主な要因は、史料二でみたような在地での權益の問題に求められる。すなわち、応仁・文明の乱以降、押領を通じて獲得した様々な權益を維持するため、三雲氏は高頼に付き従ったと考えられる。一五世紀後半以降の軍

事的混乱が、国内の領主の六角氏への結集を促したことは既によく知られているが、三雲氏もこの時期に六角氏との関係を急速に深めたことが指摘できる。

## 二 三雲氏と室町幕府

応仁・文明の乱以降、室町幕府の分裂が近江国に作用し、国内では軍事的混乱が続いた。そのなかで三雲氏は、一貫して六角高頼方として活動したが、室町幕府の影響が直接三雲氏に及ぶこともあった。本章では、一六世紀前半の三雲氏の動向をたどり、三雲氏が幕府や京都社会とどのような関係をもったのかを明らかにしたい。

明応の政変で京都を追われた足利義尹は、永正五年（一五〇八）四月、大内義興に奉じられ上洛を果たし、同七月に再び將軍宣下を受けた。この時、義尹は三雲氏に次のような御内書を発給している。

〔史料三〕

就敵退治之儀、無疎略之由被聞食訖、弥勵戦功者、尤神妙、猶大

内左京大夫（義興）可申候也、

八月十二日（永正五年）

三雲新左衛門尉とのへ

ここから、三雲新左衛門尉が敵の退治について義尹に協力する意思を表明していたことがわかる。ここでの敵は、細川澄元ら義澄の陣営を指すと考えられる。澄元は義尹が上洛する前に京都を離れ、甲賀郡の山中新左衛門尉の宿所に逃れた。<sup>(34)</sup> 山中氏の屋敷は甲賀上郡に位置す

ることから、義尹は甲賀下郡の最東端に居住する三雲氏を個別に掌握することで、敵方の取り締まりを図ろうとしたのであろう。

その後、三雲氏は足利義晴からも御内書を得ている。

〔史料四〕

就白傘袋・赤毛氈鞍覆御免之儀、太刀一腰（赤毛）・馬一疋（赤毛）・青銅五

十疋到来目出候也、

八月十一日（永正五年）

三雲源内左衛門とのへ

大永二年（一五三二）、三雲源内左衛門は義晴より白傘袋・赤毛氈鞍覆の使用を認められ、その礼として太刀一腰・馬一疋・青銅五十疋を義晴へ献上した。史料四は、これに対する礼状である。白傘袋・毛氈鞍覆は守護クラスの特権であり、<sup>(36)</sup> 破格の待遇といえよう。それだけ義晴が三雲氏を重要視していたことがうかがえる。

この前年の七月、義晴は細川高国に擁立され播磨より上洛し、二月二五日に將軍宣下を受けた。三雲氏への白傘袋・赤毛氈鞍覆の免許は、この宣下に伴うものと考えられる。義晴も三雲氏に一定のステータスを与えることで、取り込みを図ったのである。

義晴は將軍就任後、しばしば近江に逃れ、京都をうかがうこととなる。その軍事行動に、三雲氏は大きく関与していた。表1は、一六世紀における京都及び近郊での三雲氏の軍事行動を同時代史料を中心にまとめたものである。これによると、大永七年・享祿三年（一五三〇）の義晴・細川高国陣営の上洛戦では、三雲・馬淵・蒲生ら六角氏の有



表1 京都及び近郊での三雲氏の軍事行動

年月日	西暦	内 容	出 典
大永7.2.10	1527	足利義晴・細川高国が入洛。近江の三雲・馬淵は約3000騎で出陣	二条寺主家記抜萃
享祿3.8	1530	足利義晴の先勢として三雲資胤・蒲生〔定秀〕が坂本へ出陣	長享年後畿内兵乱記
享祿3.12.11	1530	三雲以下、陣替のため引退。その跡へ柳本衆が討ち入り、東福寺海蔵院以下少々焼く	後法成寺閔白記・二水記・東寺執行日記
天文3.11.4	1534	三雲新左衛門尉資胤、10月14日より上意御番として北白川の庵に居住	兼右卿記
天文5.7.20	1536	六角定頼より制札が来る。大原高保・後藤・三雲・蒲生・青地、その他進藤・永原・上郡衆・観音寺不断衆が出陣	鹿苑日録
天文5.7.23	1536	大原高保以下16人着陣。大原・進藤新介〔貞治〕・永原太郎左衛門・三雲新左衛門尉〔資胤〕のもとへ人を遣わす	後法成寺閔白記
天文5.7.27	1536	四条口において槍あり。三雲・蒲生衆が討ち入り、火をつける。下京はおおよそ焼かれ、上京も3分の1焼ける	後法成寺閔白記
天文8.10.3	1539	六角定頼上洛。先に蒲生5騎・三雲10騎ばかりで来る。定頼の供青地・山崎・下笠3騎、8つ過ぎに京着。	鹿苑日録・親俊日記
天文11.1.15	1542	三雲、北白川陣替え	親俊日記
天文11.2.25	1542	三雲、白川陣替え	親俊日記
天文18	1549	三雲・永原、西岡所々へ陣取	江州衆陣取注文(東寺百合文書チ・戦677)
永祿5.3.8	1562	三雲新左衛門尉(賢持)・後藤賢豊、六角義弼より大徳寺門前の警固を命じられる	六角義弼書状(大徳寺文書・戦856)

力被官が先陣をつとめた。天文三年(一五三四)九月、義晴は上洛を果たし、六角義賢もこれに供奉した。これを受けて、三雲資胤は上意御番として上洛し、一〇月一四日から北白川の庵に居住している。將軍警固のための番勢が近江から出ており、その一角を三雲氏が担ったことがわかる。

天文五年、六角氏が延暦寺と連携して京都の法華宗寺院を攻めた際にも、三雲氏は従軍している。同年七月二三日、四条口での戦いに三雲・蒲生の軍勢が討ち入り、下京が焼き討ちにあった。天文八年一〇月、六角定頼の上洛時には三雲・蒲生が先勢として入京している。この時、三好利長と細川晴元の対立が問題となり、義晴は定頼へ調停を求めた<sup>(38)</sup>。その結果、定頼が上洛する運びとなったのである。

天文一一年、木澤長政の鎮圧に際して、三雲氏は北白川に在番した。同年一月・二月に陣替えの記事があり、二月二五日には蒲生氏の在陣が確認できることから、三雲氏は蒲生氏と交替で在陣していたことがわかる<sup>(39)</sup>。

以上のように、三雲氏は蒲生氏とともに近江勢の京都及び近郊での軍事行動の中核を担った。三雲氏がこのように重要な役割を担った背景には、その軍事的な力量に加えて、先にみた將軍とのつながりがあったと評価できる。三雲氏が義晴の近江寓居に先立って、義晴から個別に把握されていたことは史料四から明らかである。六角氏はいくつかの関係性をそのまま利用し、中央での軍事行動に三雲氏を派遣したと考えられる。



表2 三雲氏と三条西実隆との交流

年月日	西暦	内 容
享禄2.6.18	1529	三雲、参洛をもって礼を申すとのこと
享禄2.10.2	1529	三雲新九郎[資胤]、古今書写の礼を送る。実隆、三雲の所望により奥書を認める
享禄3.2.12	1530	三雲新九郎[資胤]、使者をもって柳二荷・雁・鮎鮠・熨斗鮑を送る。不慮のことなり。
享禄3.2.29	1530	三雲新九郎[資胤]、鮎鮠30喉送る。古今書写のことなお申す。できないと直札にて申し遣わす。
享禄3.3.29	1530	宗長書状、三雲より到来
享禄4.8.6	1531	四条隆重が来る。三雲新四郎所望の外題・短冊・詩歌などのことを命じられる
享禄4.8.7	1531	三雲新四郎所望の銘(二八明題抄八)・短冊十頸を書く
享禄4.8.10	1531	三雲新四郎所望の外題(二八明題抄)8・短冊20首・詩歌などを書き、四条に遣わす
享禄5.5.18	1532	三雲所望の古今序を書き始める
天文1.11.14	1532	三雲新九郎[資胤]、蜜柑1折を送る
天文2.1.30	1532	三雲本古今集序を書く
天文2.2.25	1533	三雲新左衛門尉[資胤]、款冬50枝を送る
天文2.4.9	1533	三雲新左衛門尉資胤より、古今出来祝着の書状が来る
天文2.5.25	1533	三雲新左衛門[資胤]より、古今集のこと悦喜の状と500疋が来る。乏少である。
天文3.閏1.20	1534	三雲歌合点(昨日与次をもって吉田に遣わす)
天文3.2.13	1534	三雲新左衛門より先日の点のこと祝着の由申す
天文3.2.16	1534	三雲への返事を吉田に遣わす

『実隆公記』(統群書類従完成会)

三雲氏は、在京時に公家や寺僧らと度々接触している。なかでも、和歌を通じた三条西実隆との交流が顕著にみられる。そのやりとりをまとめたのが、表2である。ここから、三雲資胤が和歌集の書写や短冊・詩歌などを実隆へ熱烈に所望したことがうかがえる。また、実隆の心をつかもうと度々贈答を行っている。このような和歌への執心は、資胤個人の趣向によるところが大きいと思われるが、当代一の文人から知識を得ることで、武家としてのステータスを向上させようとする意図もあったのではないか。

実隆は、資胤からの要請のすべてに応じたわけではなかった。たとえば、享禄三年二月に古今集の書写を依頼された際には、応じられなと返答している。他の仕事との兼ね合いなどを考慮し、負担の大きい依頼は断ったのであろう。しかし、度重なる要請に根負けしてか、享禄五年五月に書写をはじめ、翌一月には三雲本古今集序を書き上げた。これに対する謝礼は五〇〇疋であったが、実隆は「乏少」であるとの不満を吐露している。また、古今集の依頼に先立って、資胤から贈答があった際には、「不慮」のこととしていぶかしがっている。このように、実隆は資胤からの要請に対して終始受け身の姿勢であった。

以上、三雲氏が一六世紀前半に將軍から御内書を受け取り、將軍から直接把握される存在であったことを確認した。こうした將軍との結びつきは、足利義晴政権期における六角定頼の幕政への関与<sup>10</sup>に先行するものである。六角氏は、三雲氏のこうした性格を踏まえて、京都及び近郊での軍事行動の中核を担わせたと考えられる。そのなかで、三

雲氏は公家や寺僧らとの交流を重ね、京都社会との結び付きを独自に構築していくこととなった。

### 三 六角氏権力内での三雲氏の位置

前章では、三雲氏と室町幕府とのつながりや、京都社会での三雲氏の動きについてみた。本章では、六角氏が分国支配のなかで三雲氏をどのように位置づけていたのかを、発給文書を中心に検討する。

戦国期の六角氏権力は、奉行人奉書で権力としての意思決定を示すとともに、当主の書状を被官が窓口となって伝達する取次というプロセスが存在した<sup>④</sup>。そこで本章では、三雲氏自身の発給文書と取次の事例を整理し、その傾向を分析することで、六角氏権力内での三雲氏の位置を探ることにしたい。

まず、三雲氏の発給文書一覧を表3にまとめた。これによると、足利義晴が近江に滞在し、上洛する享禄・天文期に三通の文書が発給されている。うち二点は禁制であり、前章でみた軍事行動に伴うものと評価できる。発給年次が確定できない文書が多いもの、おおむね六角氏権力が弱体化する永禄期以降に文書発給が集中している様子を見ることができるといえる。

文書の宛所では、京都の公家・寺社が約半数を占める。これも先述の対外的な活動に由来するものといえよう。その他は国内の勢力に宛てており、特に甲賀郡・栗太郡の武士に宛てたものが多い。三雲氏は甲賀郡西部に拠点をもつことから、近隣の領主との関係構築が重要な

役割の一つであったと考えられる。

内容は、禁制の他、当主の書状に対する副状、取次関係に伴う札状などが中心で、地域支配に関するものは少ない。なお、村井祐樹は三雲氏の役割の一つに奉書への署判を挙げるが、三雲氏が署判した奉書は管見に触れない。三雲氏は、いわゆる奉行人とは役割の異なる被官であったといえよう。

次に、三雲氏による取次の事例をみよう。表4は、六角氏当主の書状における「猶可申候」文言に三雲氏の名が記されたものを抽出し、一覧化したものである。表中の「取次」には、この文言にみえる人名を記した。取次の事例はこれに留まらないが、ひとまず本表で傾向をつかむことにしたい。

本表から、次の傾向が読み取れる。三雲氏による取次は、六角義賢の代からはじまる。義賢は義弼に家督を譲り、承禎と名を改めるが、それ以降の事例が大半である。また、義弼の取次は、義治に改名した永禄八年（一五六五）以降のみである。

ここからは、義賢（承禎）と三雲氏の結び付きの深さがうかがえる。両者の関係は、義賢が当主に就任する前から確認できる。天文八年一〇月、六角定頼・義賢父子が相国寺鹿苑院を訪れた際、定頼の御供を下笠氏、義賢の御供を三雲四郎がそれぞれとめた<sup>⑤</sup>。三雲氏が度々在京していたことは前章で触れたが、そのなかで義賢の御供を仰せつかったのであろう。こうした関係が前提となり、後に義賢（承禎）の取次をつとめることになったと考えられる。

表3 三雲氏発給文書一覧

年月日	西暦	差出	宛所	内容	出典
享祿3.11	1530	蒲生藤十郎定秀(花押)・三雲新九郎資胤(花押)	東九条	禁制	九条家文書(戦308)
享祿4.3.7	1531	三雲新九郎資胤(花押)	西園寺殿御領・北河原庄・同中嶋庄	禁制	西園寺家古文書
(天文3).11.11	1534	三雲新左衛門尉資胤判	山村殿 御宿所	年貢納入指示(粟田宮領)	兼右卿記
(永祿7).1.25	1563	三雲新左衛門尉賢持(花押)	田上楨庄諸侍御中御宿所	誓紙調進御礼	中野文書(戦897)
年未詳.6.5	-	三雲新左衛門尉賢持(花押)	大遷院侍衣閣下 尊答	副状(承禎江年頭祝儀)	大仙院文書(戦1300)
(永祿9).5.25	1566	三雲新左衛門尉賢持(花押)	国領孫左衛門尉	感状取次(国領孫九郎切腹之儀)	永田文書(戦919)
(永祿10).1.21	1567	三雲新九郎正持(花押)	祇園執行宝寿院御返報	礼状(御守・牛黄・壇供等)	八坂神社文書(戦929)
(永祿10).7.18	1567	三雲新左衛門尉成持(花押)	落合八郎兵衛殿・鯉江満介殿御宿所	披露要請(芦浦安国寺相論)	芦浦観音寺文書(戦951)
年未詳.1.11	-	[三雲]定持(花押)	儀俄中務丞殿御返報	副状(御屋形様江兩種一荷御礼)	蒲生文書(戦1270)
年未詳.1.22	-	三雲新兵衛尉忠持(花押)	祇園執行宝寿院御返報	礼状(御守・牛黄・壇供等)	八坂神社文書(戦1271)
年未詳.2.26	-	[三雲]成持 印	田上牧惣庄御中 御宿所	礼状(年頭祝儀)	中野文書(戦1281)
永祿13.5.24	1570	三雲新左衛門尉[成持](花押影)	草津村常善寺	禁制	常善寺文書(戦補48)
天正1.10.19	1573	[三雲]成持 判	稲塚殿	知行宛行(岩根大松等五十石)	大宝神社文書(戦989)

表4 三雲氏による取次

年月日	西暦	文書名	宛所	取次	内容	出典
年未詳.9.2	-	六角義賢書状	儀俄中務丞殿	三雲対馬守[定持]	礼状(松茸一籠)	蒲生文書(戦1128)
(永祿4).8.17	1561	六角承禎書状	諸寺代	三雲新左衛門尉[賢持]	礼状(音信)	頂妙寺文書(戦843)
(永祿6).10.11	1563	六角承禎書状	対南殿	三雲新左衛門尉[賢持]	礼状(岡道出向)	三浦周行氏所蔵文書(戦887)
(永祿11).7.5	1568	六角義治書状	黒川蔵人殿・黒川修理進殿・黒川甚右衛門尉殿	三雲[成持カ]	出陣要請	黒川文書(戦960)
(永祿11).9.2	1568	六角承禎書状	三好日向守[長逸]殿	青地駿河守[茂綱]・三雲対馬守[定持]・蒲生下野入道[定秀]	公儀并北辺之儀、尾州与申合	佐藤行信氏所蔵文書(戦1145)
(永祿12).8.21	1569	六角義治書状	山中大和守[俊好]殿	三雲成持・種村[賢仍]	御礼(郡内参会中入魂、勢州之儀注進)	山中文書(戦1238)
(元龜1).6.5	1570	六角義治書状写	黒川与次郎殿	三雲新左衛門尉[成持]	感状(於笠原表手者数多討死)	書上古文書五(戦971)
年未詳.1.16	-	六角義治書状写	三好山城入道[康長]殿	青地駿河守[茂綱]・三雲対馬守[定持]・蒲生下野入道[定秀]	贈答(太刀一腰)	古今消息集四(戦1226)
年未詳.1.22	-	六角承禎書状	清水寺	三雲新左衛門尉[賢持カ]	礼状(祈禱・卷数等)	成就院文書(戦1140)
年未詳.5.18	-	六角承禎書状	清水寺成就院	三雲新左衛門尉[賢持カ]	礼状(祈禱・卷数等)	成就院文書(戦1155)
年未詳.5.22	-	六角承禎書状	木村筑後守殿	三雲新左衛門[賢持カ]・栖雲軒[三上土忠]	合力要請他(池田一家存分次第二遂本意)	木村文書(戦1157)
年未詳.3.10	-	六角承禎書状写	-	三雲新左衛門[成持]	感状(竹内式部等討取、城落居)	古案(戦補74)

もつとも、三雲氏が窓口となつて相手方に応対する事例は、これ以前にもみられる。大永五年（一五二五）六月、上杉氏の在京雜掌である神余昌綱が長尾為景に宛てた書状には、次のようにある。

〔史料五〕<sup>(44)</sup>

江州北郡淺井・上坂治部己下之牢人令出張候、京極中書も自尾張（高直）国被打越之由候、然間、去月廿四日、六角殿出陣、北郡近辺磯山（信光）と申地ハ被居陣候、未しかく合戦者無之候、定而近日可有一途候哉、去年御鷹・御馬之御返事、内海ニ被相副人、可被下進候由候へ共、如此之取乱故、三雲方無其左右候、去夏私へ之書状、為御披見下申候、

淺井亮政・上坂信光以下の牢人が兵を挙げ、京極高直も尾張国より打ち越してきたとある。大永三年に京極家の家督争いがあり、高直・高慶と上坂信光らは国衆方に敗れて尾張へ逃れたが、大永五年に淺井亮政は上坂氏と和解し、高直を推戴した。<sup>(45)</sup>これに対し、六角定頼は同年五月二四日に出陣し、磯山（米原市）に陣を置く。まだ合戦は行われていないが、近々合戦になるだろうとしている。昨年の御鷹・御馬の返事を内海に人を副えて六角方に遣わすとのことだが、六角方がこのように取り乱しているため、三雲方はその判断ができない状況にある。そのため、昨夏の神余への書状を御披見のために下すとしている。ここから、三雲が六角方の窓口として神余とやりとりしていたことがわかる。史料四や表1・2での三雲氏の動きを勘案すると、この三雲は源内左衛門尉ではないかと考えられる。

時代は下るが、弘治二年（一五五六）九月に山科言継が六角義賢父子を訪ねた際には、三雲三郎左衛門尉が贈答を取り次ぎ、甲津畑までの馬の段取りまでしている。<sup>(46)</sup>当主の側で様々な折衝にあたる「奏者」としての活動を、ここにみる事ができる。

このように、六角氏の近江支配に三雲氏が果たした役割は限定的なものであった。一方で、六角定頼の頃から対外的な交渉の一端を担うようになり、六角義賢（承禎）との関係に基づいて取次をつとめるケースが永禄年間に増加する。こうして三雲氏は六角氏の主に外交面で重要な存在となっていくが、永禄六年一〇月の観音寺騒動以降、その役割はますます重要なものとなる。

観音寺騒動は、六角義弼が後藤賢豊父子を殺害したことに對し、重臣たちが観音寺城内の屋敷を焼き、自らの館へ逃れた事件である。これを受けて、義弼は日野の蒲生館、承禎は三雲館へそれぞれ逃れた。<sup>(47)</sup>当時、承禎が三雲氏を最も頼りにしていたことがうかがえ、先にみた承禎と三雲の深いつながりをここでもみることが出来る。

三雲氏の館は、菩提寺とされる永照院に隣接してあったと伝わる。一帯はかつて「城の藪」と呼ばれ、藪が鬱蒼としていたが、近年の宅地造成でその景観は失われた。<sup>(48)</sup>ここから約一・三キロ南西には、三雲城（県指定史跡）がある。三雲城は、標高約三三七メートルの曲輪Ⅰを最高所とし、東西約二八〇メートル、南北約一〇〇メートルの規模を誇る。曲輪群が五つに分散しており、このうち最も丁寧な造成され、柵形虎口を伴う曲輪Ⅳが城の中心と捉えられる。ただし、まとまった



面積をもつ曲輪が少ないことから、日常の生活拠点は別に存在したのではないかと考えられる(図3)<sup>(49)</sup>。

福永清治は、永原氏の居城とされる小堤城山城(野洲市)と三雲城の構造上の類似性に着目し、六角氏の影響を想定する。両城は、中心曲輪が山頂ではなく中腹に位置し、石垣を多用する点で共通しており、ともに観音寺城から甲賀郡へ抜けるルート上に位置することから、築城・改修に六角氏の介入があったのではないかと福永は述べる<sup>(50)</sup>。福永が想定するような六角氏の関与を史料から裏づけるのは難しいが、石垣を大規模に築く城は近江南部では数少なく、何らかの挺入れがあったことは事実とみてよいだろう。そもそも、甲賀郡では丘腹切込式の方形城館が主流で、山城自体が少ない<sup>(51)</sup>。そのなかで、標高の高い山上に位置し、石垣を広範囲に備えた当城は突出した存在であった。

なお、観音寺騒動が起きる前月、吉田兼右らが伊勢参宮の帰路に三雲三郎左衛門尉のもとを訪ねている。九月二日に野辺郷を発した兼右一行は、二二日に甲賀郡猪鼻郷に立ち寄り、二三日には栗太郡鈎郷に着いた。その途中で三雲三郎左衛門尉に会っていることから、三雲氏の居所は猪鼻郷から鈎郷の間にあることになり、名字の地である三雲の可能性が最も高いといえよう。ここで三雲三郎左衛門尉は女房方と一緒に暮らしており、近くには被官とみられる武村太郎衛門もいたことがわかる<sup>(52)</sup>。

観音寺騒動を受けて、六角氏は分国内の在地勢力から誓紙を提出させ、権力の再建につとめている。その際、三雲氏が重要な役割を果た



図3 三雲城縄張図 著作作成

したことが次の史料からうかがえる。

〔史料六〕<sup>(53)</sup>

今度各御誓紙儀被仰出候処、無異儀御調進御祝着之旨、以御書被仰出候、弥御忠節肝要候、猶山岡修理亮可被申候、恐々謹言、

三雲新左衛門尉

(永禄七年)  
正月廿五日

賢持(花押)

田上

楨庄諸侍御中

御宿所

永禄七年一月、栗太郡田上楨庄の諸侍中は、六角氏からの要請を受けて誓紙を提出した。三雲賢持はこのことに謝意を表し、さらなる忠節を求めている。「御書をもつて仰せ出され候」とあり、六角氏から書状が発給された可能性がある。その場合、本史料は副状となるが、対応する六角氏の書状は現在確認できない。いずれにせよ、田上楨庄諸侍中から六角氏への誓紙の提出を三雲氏が仲介したことは確実である。三雲氏が、栗太郡の在地勢力との交渉の窓口を担ったことがここからうかがえる。

本史料の末尾に「猶山岡修理亮申さるべく候」とあり、三雲氏と田上楨庄諸侍中の間に山岡氏がさらに介在していたことが読み取れる。山岡氏は、甲賀郡大原庄に出自をもち、その後栗太郡の在地領主として成長を遂げたことが知られる。<sup>(54)</sup>「申さるべく候」と敬語を用いていることから、山岡修理亮は三雲賢持の被官ではなかったと判断でき

る。三雲氏は、栗太郡の有力者である山岡氏を頼って郡内の諸勢力との連絡をスムーズに行おうとしたのであろう。

三雲賢持は、永禄九年九月に浅井氏との間で起きた戦闘で、高野瀬兄弟とともに討死する。<sup>(55)</sup>三雲氏の家督は、成持が継いだ。この家督交替にあたり、六角承禎は甲賀郡の山中俊好へ協力を求めている。<sup>(56)</sup>三雲氏は当時の六角氏権力を支える有力な存在であり、その家の安定的な継承は六角氏にとっても重要なことであつたといえよう。

三雲成持は、永禄一〇年四月に制定された「六角氏式目」に、三雲定持とともに署判している。<sup>(57)</sup>また、六角氏被官の後藤氏と進藤氏の貸借関係に端を発した芦浦安国寺相論では、後藤氏を支援する被官グループより、六角氏への執り成しを度々求められた。<sup>(58)</sup>このように、賢持の戦死により三雲氏の存在感が低下したわけではなく、引き続き六角氏権力内で重要な役割を果たしたことがわかる。

以上、三雲氏が六角氏のもとで主として対外的な面で活動したことを確認した。三雲氏は六角義賢(承禎)との関わりがとりわけ深く、永禄六年の観音寺騒動時には承禎を自らの館にかくまった。これ以降、三雲氏の存在感はますます大きくなり、近江南部での諸将のとりまとめや対浅井氏の戦争などに奔走した。すなわち、三雲氏の役割は、六角氏権力が動揺した時期にますます大きくなったといえるのである。この時の承禎は、観音寺騒動で失態を犯した当主の義弼に代わって再び主導権を発揮せざるをえない状況に置かれていた。その際、もともと関係の深かった三雲氏を重用して、権力の再建を目指すことにした

のであろう。

こうした三雲氏の立場は、後の織田信長との戦争においてより顕著にみる事ができる。それについて、次章で詳しくみていこう。

#### 四 織田信長の近江侵攻と三雲氏

永禄一一年（一五六八）九月、六角承禎父子は足利義昭を奉じる織田信長によって観音寺城を追われた。この後、六角氏は甲賀郡などを拠点とし、信長に対してゲリラ戦を度々仕掛けるが、遂に本城を奪還することはなかった。本章では、この間の三雲氏の動向をたどり、六角氏が信長へ抵抗し続けることができた背景を探ることにしたい。

信長の侵攻の前に、六角氏は分国内の在地勢力の結束を図っていた。永禄一一年七月、六角氏は甲賀郡の黒川氏へ出陣を要請したところ、黒川与次兵は黒川藏人・修理亮・甚右衛門尉とその年寄らの折紙をもって、出陣できない理由を三雲成持へ伝えた。六角義治はこれに一定の理解を示しつつも、信長の侵攻が目前に迫っているため、在所を留守にして出陣するのが肝要であるとしている<sup>(59)</sup>。ここから、三雲成持が甲賀郡諸將の軍事動員の窓口を担っていた可能性が浮上する。同じ甲賀郡に拠点をもつ三雲氏を通じて働きかけることで、諸將の協力を引き出すことができると六角氏は考えたのであろう。

同年八月一〇日には矢川で甲賀衆の参会があり、今後の対応が協議されたものと思われる。六角義治は、参会中の山中俊好の入魂を謝し、さらなる協力を求めた。ここでも三雲成持が取次をつとめてい

る。服部光真は、この史料を論拠として三雲氏が矢川での参会に参加したとし、甲賀郡中惣の領域が甲賀郡西部にも一部及んでいた可能性を指摘した<sup>(62)</sup>。しかし、ここからは三雲成持が矢川参会中における山中俊好の入魂の様子を義治に伝えたことしかわからず、成持が参会に参加したかは不明とせざるをえない。この後の動向も考慮に入れると、三雲氏は基本的には六角方の一人として活動したとみるべきである。

観音寺城を追われた後、六角氏が織田方への抵抗を再び活発化させるのが、永禄一三年のことである。この年の四月、信長が越前の朝倉氏を攻めるため敦賀表へ出陣したところ、浅井長政の謀反が発覚する。六角氏は浅井方と連携して織田勢に対抗することとなった。そこでの三雲氏の動きを、次の史料でみよう。

〔史料七〕<sup>(63)</sup>

越州敦賀表、織田敗北必定候、然者此節阿州衆於渡海者、本意眼前候、其段数度雖申候、于今無其動候、当表儀者、北申談、三上・三雲至于国中取出、日々及行候、然間敵通路堅固相留候、如此候条、弥其口出張可被相催事此砌候、自桑但最前以十乘院、此表火急之儀在之者、淡州へ可打越之由候、只今渡海候様二申遣候、愛茂於可有同道者、可越候旨申付候間、有直談可然様仁才覚肝要候、猶愛可申候、恐々謹言、

（永禄十三年）  
五月五日

義治（花押）  
承禎（花押）

片岡善介殿

史料七は、六角承禎・義治父子が連署で認めた珍しい書状である。

ここでは、敦賀表での織田の敗北は必定であり、この上阿州衆が渡海すれば勝利は目前であるとする。六角氏はそのことを何度も片岡氏に伝えたが、いまだに動きがないことに不満を示している。近江では、浅井方と相談し、六角氏被官の三上・三雲が日々軍事行動を行っていることに触れ、重ねて出陣を要請する内容となっている。

本史料から、三雲氏が三上氏とともに六角方の軍事行動の中核を担っていたことがうかがえる。信長の上洛に際して多くの被官が六角氏から離反したが、この両者は六角氏と行動をとにしたのである。また、六角氏が浅井氏だけでなく、阿波の勢力とも連携して信長と戦おうとしていたことも読み取れる。同月七日に六角承禎は味方の勝利を篠原長房へ伝えているが、そのなかで「諸事三雲対馬守（定持）江被仰談、可然存候」とし、<sup>(64)</sup>ここでも三雲氏を交渉の窓口として位置づけている。

実際に五月初旬には、近江南部の一揆が起き、栗太郡の糺村で煙を上げ、守山の町の南口より攻め入ったが、稲葉伊予父子らによって鎮圧された。<sup>(65)</sup>ここでの三雲氏の動きは不明であるが、同月二四日には三雲成持が草津村の常善寺へ禁制を発給している。<sup>(66)</sup>これは、三雲氏が当時軍事行動の主体の一つとして地域社会から認識されていたことを示しており、一連の軍事行動への関与をうかがわせるものといえよう。

元亀元年（一五七〇）六月、六角承禎は近江南部の所々で一揆を扇動し、野洲川表で柴田勝家・佐久間信盛らの軍勢と戦う。六角方はここ

で大敗を喫し、三雲父子・高野瀬・水原に加え伊賀・甲賀の侍も大勢討ち取られたという。<sup>(67)</sup>しかし、三雲成持は以後も健在であることから、この三雲は成持とは別の人物を指すか、あるいは討ち取り自体が誤報であった可能性がある。

この頃、六角氏は甲賀郡にいたことがわかっている。元亀元年五月二〇日、六角承禎父子は甲賀郡の石部城に出席し、同年の一〇月二〇日には「甲賀口三雲居城菩提寺といふ城」<sup>(68)</sup>まで出席したとある。石部城と菩提寺城はともに甲賀郡の西端にあり、野洲川を挟んで対峙する位置関係にある。六角氏は、甲賀郡の入り口を押さえ、平野部への進攻の足がかりとしたのであろう。なお、菩提寺城は一般的には青木氏の城とされているが、<sup>(70)</sup>「三雲居城」とされていることから、この時には三雲氏の影響下にあったものと思われる。そう考えると、六角氏は三雲氏の手引きで入城した可能性が高いといえよう。

元亀元年十一月、信長は承禎と一時的に和睦を結ぶ。この時、三雲・三上が志賀へ出仕しており、<sup>(71)</sup>引き続き両名が交渉の窓口をつとめたことがわかる。この信長との和睦により、朝倉との関係が不通になった。六角承禎は、朝山日乗が仲裁に乗り出す意向であることを聞き付け、日乗の協力を引き出すよう三雲成持に指示している。<sup>(72)</sup>織田・朝倉と外交的に対立する相手にそれぞれ向き合い、三雲氏は難しい立場に置かれていたことが推察される。

しかし、信長との和睦は間もなく破綻する。元亀二年から同三年にかけて、六角氏は近江南部で一揆を扇動し、織田方を攪乱した。元亀



四年二月、足利義昭が信長への敵対の姿勢を鮮明にすると、山岡氏は義昭に呼応し、今堅田・石山に砦を構える。この時の六角方の動きを示すのが、次の史料である。

〔史料八〕<sup>(73)</sup>

急度申候、京都江為可令乱入、信長至于勢多相働候、然者公方様<sup>(織田)</sup>御大事此刻二候条、昨日申刻至于鯉江義堯相越候、三雲新左衛門<sup>(成持)</sup>も夜前勢多表引払、当城江子刻来而、連々調儀共候、京都江も追々差上飛脚候、為其方茂可被申上候、次此書状美濃部かたへ可被相届候、将又<sup>(織田)</sup>度々申候日取、未出来候哉、火急ニ被相調、可有到来候、委曲長阿可申候、此表見苦不可有越度候、恐々謹言、

三月廿九日

承禎<sup>(六角)</sup> (花押)

山中大和守殿

承禎

本史料は、六角承禎が甲賀郡の山中俊好に宛てた書状の写である。

これによると、信長軍の瀬田への侵攻を受けて、六角義堯(義治)は愛知郡の鯉江へ越した。三雲成持は瀬田を引き払い、当城へ来て調儀を行ったとある。本史料を紹介した尾下成敏は、この当城を石部城とした<sup>(74)</sup>。一方、村井祐樹は当城を鯉江城とし、瀬田に移動した信長軍の背後をとるために義堯とともに籠城したと解釈している<sup>(75)</sup>。このように、当城をどこに比定するかは見解がわかれているが、結論からいうと尾下説が妥当であると考ええる。村井は義堯が鯉江へ越したことに引き付けて当城の比定を行ったが、ここでの当城は承禎の現在の居所を指すとみるべきである。前述の通り、当時の承禎は甲賀郡西部を基盤に活

動していることから、引き続き石部城に在城していたものと思われる。瀬田と鯉江は離れており、信長軍を討つためであれば、承禎が石部から鯉江に移る必然性は乏しい。義堯の鯉江への移座は、浅井方との連携など近江北部での軍事行動を視野に入れたものといえよう。

天正元年(一五七三)八月、浅井久政父子が小谷城で自害し、浅井氏は滅亡する。浅井氏の最期を見届けた信長は、九月四日に佐和山へ移り、柴田勝家に鯉江城の攻略を命じた。柴田はすぐに鯉江城を攻め、義堯は退散した<sup>(76)</sup>。こうして六角氏と共闘してきた浅井氏が滅亡し、鯉江城が陥落した結果、信長方のターゲットは承禎が籠もる石部城に絞られることとなった。

鯉江城の落城からおよそ二ヶ月後の一〇月二十九日、三雲成持は稲塚氏へ都合五〇石を宛行っている。これは、「就今度念劇令在城、昼夜苦勞」したことへの給恩であるという<sup>(77)</sup>。稲塚が「在城」したのは石部城であろう。すなわち、六角方は石部城に周辺の領主を動員し、守りを固めていたのである。なお、本史料は現存する三雲氏の発給文書のなかで唯一、権利を付与する内容の文書である(表3)。織田の脅威が眼前に迫るなかで、三雲氏の地域社会のなかでの地位が上昇していることがうかがえる。

しかし、抵抗も空しく、天正二年四月に承禎は石部城を去った。その経緯について、承禎は次のように語っている。

〔史料九〕<sup>(78)</sup>

先年江州石部館江令出張、对信長及確執、越前朝倉・江北浅井没

落之後、佐久間父子帥大軍、攻石部館、拔菩提寺城、於石部堅固相拘畢、其方儀、抽軍忠、擊取林寺熊之助首、其時与異于他感状、從九月朔日達翌年四月十三日籠城、寄手構十一ヶ所之付城、

長俊等破柵忍出、討取敵四度也、退城之時供奉而至于信樂、敵雖躡之、追弘、無事故而着信樂、右之趣于今失念、今我齡及八十、一、殘命不可久、且臥病床、然而成当来後世之契約故、改書之加判形、筆跡其甚、高定認之奈、不能細候、恐々謹言、

極月廿四日

承禎（花押）

山中山城守殿 參

これは、承禎が晩年に山中長俊に宛てた書状である。同時代の史料ではないが、当事者の証言として信賴の置けるものである。それによると、浅井・朝倉両氏が滅亡した後、佐久間信盛父子は大軍を率いて石部館を攻め、菩提寺城を落とした。承禎は天正元年九月一日から翌四月一三日まで石部城に籠城した。寄せ手は一ヶ所の付城を石部城の周囲に構えたが、長俊らは柵を破って忍び出て、敵を四度にわたり討ち取る。退城時にも長俊は供奉し、敵を追い払ってくれたおかげで無事に信樂へ逃れることができたという。石部城が付城で包圍されていたことがわかり、織田方の攻勢の徹底ぶりがうかがえる。柵を破るという表現がみられることから、籠城者を逃さないように付城間を柵で結んでいたと考えられる。

承禎が退散した後、石部城には佐久間信盛の軍勢が置かれた。<sup>79</sup> 六角方は雲散霧消し、承禎は甲斐武田氏との関係を深め、義堯は足利義昭

の配下として中国地方で活動した。<sup>80</sup> この後、三雲氏の動向をたどることはできなくなる。詳細は不明だが、近江での領主としての基盤を失ったことは確実であろう。

以上、三雲氏が対織田戦における六角方の主力の一人として活動したことをみてきた。六角承禎は少なくとも元龜元年以降、甲賀郡西部を拠点に信長と戦っている。そのなかで三雲氏は、在地勢力の動員や反信長勢との外交交渉などに従事し、六角氏の軍事行動を支えた。三雲氏の引き入れにより、六角氏は甲賀郡西部で長く抵抗することが可能になったといえよう。

本章で検討した時期は、惣国一揆としての甲賀郡中惣が史料上明確にその姿をあらわすようになる時期である。すなわち、対織田の対外的契機で、郡レベルの惣国一揆が形成されたと評価されている。<sup>81</sup> 一方、六角方の抵抗の拠点となった甲賀郡西部は、甲賀郡中惣の範囲にはおおむね含まれないとみるのが一般的である。<sup>82</sup> 史料九での山中長俊の動きなどから、甲賀郡東部の諸侍が反織田の立場で六角氏と共闘したことは事実といえようが、地域権力としては独立した存在とみなすべきであろう。六角氏は、三雲氏を媒介として甲賀郡中惣の構成員と連携を図ったのであり、三雲氏は甲賀郡のなかでは特異な立場をとった。その意味では、三雲氏を含めて甲賀の主要な武士を「甲賀五十三家」などと一括し、六角氏への忠誠を強調する近世以降の言説が、当時の実態に即したものでないことは明らかである。<sup>83</sup>

## おわりに

本稿では、戦国期における三雲氏の動向を同時代史料をもとにたどり、六角氏との関係の推移を追った。本論で明らかにした三雲氏の動向は、おおむね以下の四つの時期に区分して捉えることができる。

一 五世紀後半から一六世紀前半にかけて、近江南部では足利義尚・義材による六角征伐や伊庭氏の乱などの戦乱が相次ぎ、軍事的に混乱した状況にあった。そのなかで、三雲氏は一貫して六角方として戦争に参加した。三雲氏が六角氏を支持したのは、在地での権益を保証してくれるのが六角氏であると判断したからであろう。この時期を第一期とする。

一 六世紀前半から中頃には、室町幕府との結び付きや京都社会での活動が目を引く。この時期、三雲氏は將軍から御内書を受給し、身分的な特権を与えられ、將軍から個別に把握される存在であった。こうした関係は、六角定頼が足利義晴の幕政に深く関与するなかで大いに活用され、三雲氏は両者が関わる京都社会での軍事的・政治的諸活動に従事することとなった。これを第二期とする。

一 一五五〇年代から一五六〇年代に入ると、六角義賢（承禎）との結び付きを背景に、六角氏の文書発給への関与が増加する。とりわけ永祿六年（一五六三）の観音寺騒動後、三雲氏は六角氏と近江南部の在地領主の間を取り持つ重要な存在となっていた。これが第三期である。

永祿一一年に織田信長が上洛した後、三雲氏は自身の拠点がある甲

賀郡西部へ六角承禎を引き入れ、六角方の軍事行動の中核を担った。三雲氏は、近江北部の浅井氏の動向も視野に入れつつ、近隣の領主や一向一揆とも連携し、天正二年（一五七四）まで粘り強く抵抗した。これを第四期とする。

以上の諸段階を踏まえて、六角氏権力内での三雲氏の位置を改めて整理しておこう。応仁・文明の乱以後、三雲氏は自身の権益保持を求めて六角氏のもとに結集した。このような動向は、近江南部の在地領主にある程度共通して認められる。

一方、六角氏の分国支配への関わりは総じて希薄であった。一六世紀前半に六角氏は、伊庭氏の穴を埋める形で「奉行入」層の整理・再編を進め、文書発給の仕組みを整えていくが、<sup>(85)</sup>そこでの三雲氏の役割は限定的なものであった。三雲氏の活躍の場は、もっぱら軍事・外交の分野にあったといえよう。これは、三雲氏の軍事面での力量や中央との結び付きに由来し、第二期の対外的な活動のなかでこうした三雲氏の立場が確立していったとみることができよう。

観音寺騒動以降、多くの被官たちが六角氏のもとを離れていくなかで、三雲氏は六角氏を支持し続けた。その理由は、三雲氏と六角氏当主との結び付きの深さに求められる。観音寺騒動で六角承禎が三雲氏の館にかくまわれたことが、それを象徴している。村井祐樹は、三雲氏が六角氏の軍事・外交面で活躍し、「六角氏式目」に署名していることから、三雲氏を年寄として位置づけた。<sup>(86)</sup>その評価に異論はないが、第三期以降の六角氏当主との関係を踏まえると、近習のような側

面ももち合わせていたと評価できよう。これは、同じく軍事・外交面で優れた力量を発揮しつつ、次第に六角氏からの自立を志向していた永原氏<sup>(86)</sup>とは異なる点である。村井が想定する年寄のなかでも、六角氏との関わり方は一様ではなく、様々なパターンがありえたことは留意すべきである。

三雲氏が六角氏を支えた背景には、甲賀の地域社会固有の問題も作用していたと考えられる。そこで、甲賀郡中惣と三雲氏の関わりについて最後に触れておきたい。郡中惣の主な基盤が甲賀郡東部にあったことは、先述の通りである。ただし、三雲氏が拠点を置いた甲賀郡西部でも青木氏などの同名中が確認でき、一揆の共同体制が一定程度働いていたとみられる。そのなかで三雲氏は、六角氏の威光を背景に、地域のなかで主導的な立場を獲得しようとしたのである。三雲城のような突出した山城を構築できたことは、そのあらわれとみることもができる。

六角氏権力内での三雲氏の存在感が増す一六世紀後半は、郡中惣のまとまりが史料上明確になる時期と重なる。現存する史料からみれば、三雲氏は郡中惣の運営には直接参画せず、六角氏との被官関係に比重を置いたと判断できる。六角氏にとって、甲賀郡は分国の縁辺にあたり、平時は直接的な影響が及びにくい地域であった。そこで六角氏は、同じ甲賀郡出身の三雲氏を窓口に掲げること、郡内の領主たちの把握につとめたのである。ただし、それは軍事的な合力関係に留まり、個々の領主の自立性を前提とした緩やかな統制であった。この

ような政治的な環境のもとで、惣国一揆としての郡中惣が形成されたと展望できる。

なお、本稿では三雲氏の在地領主としての側面については、拠点の特色に言及するのみで、十分に論じることができなかった。たとえば、三雲には古代より川湊の存在が確認でき、甲賀郡における交通の要衝であったことが知られる。このように重要な場所を押さえたことが、三雲氏の政治的な立場に影響を与えた可能性は高い。こうした社会経済史的な面も含め、近江国内の領主の動向を今後も追究していきたい。

【註】

- (1) 池享『戦国期の地域社会と権力』（吉川弘文館、二〇一〇年）。
- (2) 久留島典子『一揆と戦国大名』（講談社学術文庫、二〇〇九年、初版二〇〇一年）。
- (3) 長谷川裕子『戦国期の地域権力と惣国一揆』（岩田書院、二〇一六年）。
- (4) 勝俣鎮夫『戦国法成立史論』（東京大学出版会、一九七九年）。
- (5) 宮島敬一『戦国期社会の形成と展開』（吉川弘文館、一九九六年）。
- (6) 村井祐樹編『戦国遺文 佐々木六角氏編』（東京堂出版、二〇〇九年）、村井祐樹「『戦国遺文 佐々木六角氏編』補遺編」（『近江地方史研究』四六、二〇一六年）。以下、本稿で史料を引用する場合は、戦〇〇（史料番号）・戦補〇〇とそれぞれ略記する。
- (7) 村井祐樹『戦国大名佐々木六角氏の基礎研究』（思文閣出版、二〇二二年）。
- (8) 新谷和之『戦国期六角氏権力と地域社会』（思文閣出版、二〇一八年）。



- (9) 前掲註3長谷川著書。
- (10) 服部光真「戦国期における地域秩序の形成と地方寺社―近江国甲賀郡を事例に―」(稲葉伸道編『中世の寺社と国家・地域・史料』法藏館、二〇一七年)。
- (11) 前掲註7村井著書。
- (12) 『寛永諸家系図伝 第九』(統群書類従完成会、一九八六年)。
- (13) 馬淵義綱書状案(『山中文書』『水口町志』下、二一カ)。
- (14) 『甲賀市史』二(甲賀市、二〇一二年)。
- (15) 『長興宿禰記』(史料纂集 文明一九年五月二七日条)。
- (16) 『親長卿記』(史料纂集)長享元年七月二三日条など。
- (17) 『長興宿禰記』長享元年九月二四日条。
- (18) 『大乘院寺社雑事記』長享元年一〇月一日条。
- (19) 『蔭涼軒日録』長享元年九月二七日条。
- (20) 『後法興院政家記』長享元年九月二六日条。
- (21) 『鹿苑日録』長享元年九月二七日条。
- (22) 平安時代以降、在地において形成されてきた新たな領域認識に基づき、甲賀郡は東西に分割され、東部は「甲賀上郡」、西部は「甲賀下郡」と呼称されるようになる。戦国期に活躍した甲賀衆のほとんどは上郡の居住者であるという(『甲賀市史』二)。
- (23) 『蔭涼軒日録』長享元年九月二七日条。
- (24) 『蔭涼軒日録』長享元年一〇月二二日条。
- (25) 『蔭涼軒日録』長享元年閏一月一七日条。
- (26) 『蔭涼軒日録』長享元年閏一月二五日条。
- (27) 『蓮成院記録』延徳三年九月七日条。
- (28) 『大乘院寺社雑事記』明応二年一〇月二二日条、『後慈眼院殿御記』明応三年八月八日条。
- (29) 『後慈眼院殿御記』明応三年一〇月二〇日条・同二五日条・同二九日条。
- (30) 『後法興院記』明応三年二月一日条。
- (31) 『文龜年中写』文龜二年条。
- (32) いわゆる「伊庭氏の乱」の歴史的意義については、前掲註8拙著第一章を参照。
- (33) 足利義尹御内書案(「御内書案」戦一五九)。
- (34) 『拾芥記』永正五年四月九日条。細川澄元と山中新左衛門尉の関係については、『甲賀市史』二(前掲)を参照。
- (35) 足利義晴御内書案(「御内書引付」戦補八)。
- (36) 村井祐樹は、天文八年の定頼上洛時に最上級品である赤毛氈の鞍覆が免許された事例を紹介し、定頼の厚遇ぶりを読み解いている(『六角定頼―武門の棟梁、天下を平定す―ミネルヴァ書房、二〇一九年)。このことから、三雲に与えられた特権の大きさが推し量られる。
- (37) 福島克彦「畿内・近国の戦国合戦」(吉川弘文館、二〇〇九年)。
- (38) 『敵助往年記』天文八年六月条、足利義晴御内書案(「室町家御内書」戦四四八)など。
- (39) 『鹿苑日録』天文一一年二月二五日条。
- (40) 西島太郎「戦国期室町幕府と在地領主」(八木書店、二〇〇六年)。
- (41) 前掲註8拙著第一部第二章。
- (42) 前掲註7村井著書第一部第二章。
- (43) 『鹿苑日録』天文八年一〇月八日条。
- (44) 神余昌綱書状(『大日本古文書 家わけ第十二 上杉家文書之一』三一六)。
- (45) 宮島敬一『浅井氏三代』(吉川弘文館、二〇〇八年)。
- (46) 『言継卿記』弘治二年九月二二―二四日条。
- (47) 『長享年後畿内兵乱記』(統群書類従)永祿六年一〇月一日条。
- (48) 永照院副住職高木良佳氏の教示による。
- (49) 三雲城の現地踏査に関しては、氏丸隆弘氏(湖南市教育委員会)より高配を賜った。
- (50) 福永清治「小堤城山城・三雲城の縄張り構造と郡境域における六角氏の城郭運営について」(新谷和之編『近江六角氏』戎光祥出版、二〇一五年、初出二〇〇四年)。

- (51) 『甲賀市史』七（甲賀市、二〇一〇年）。丘腹切込式の城館は甲賀郡東部にとりわけ濃厚に分布し、甲賀郡中惣の共同体の規範を示すものと評価されている。一方、三雲城が位置する甲賀郡西部でも同様の城館は一定数認められ（『滋賀県中世城郭分布調査報告書』二、滋賀県教育委員会、一九八四年）、城づくりの規範がある程度広域に普及していた可能性がある。
- (52) 『兼右卿記』永祿六年九月二三日条。
- (53) 三雲賢持書状（『中野文書』戦八八七）。
- (54) 『粟東武士の足跡』（粟東歴史民俗博物館、一九九六年）、井上優「近江山岡氏の出自と初期系譜について」（『粟東歴史民俗博物館紀要』三、一九九七年）。
- (55) 智光院頼慶覚書（『長野県立歴史館所蔵尾崎文書』戦参考⑩）。
- (56) 六角承禎書状（『山中文書』戦九二四）。
- (57) 佐藤進一・百瀬今朝雄・池内義資編『中世法制史料集三 武家家法Ⅰ』（岩波書店、一九七三年）。
- (58) 前掲註7村井著書第一部第三章。
- (59) 六角承禎書状（『黒川文書』戦九六〇）。
- (60) 六角義治書状（『山中文書』戦一二三七）。
- (61) 六角義治書状（『山中文書』戦一二三八）。
- (62) 前掲註10服部論文。
- (63) 六角承禎・義治連署書状（『思文閣墨蹟資料目録』五八・戦補四七）。
- (64) 六角承禎書状写（『早稲田大学図書館所蔵諸家文書』『戦国遺文 三好氏編 第二巻』一四八八）。この間の三好三人衆や篠原長房の動きについては、天野忠幸『三好一族と織田信長―「天下」をめぐる覇権戦争―』（戎光祥出版、二〇一六年）を参照。
- (65) 『信長公記』元亀元年五月六日条。
- (66) 三雲成持禁制写（『常善寺文書』戦補四八）。
- (67) 『信長公記』元亀元年六月四日条。
- (68) 『言継卿記』元亀元年五月二二日条。
- (69) 『信長公記』元亀元年一〇月二〇日条。
- (70) 『滋賀県中世城郭分布調査報告書』二（前掲）。
- (71) 『信長公記』元亀元年一月二二日条。
- (72) 六角承禎書状（『医書裏文書』戦補四九）。
- (73) 六角承禎書状写（『水口宿池田文書』戦補五一）。
- (74) 尾下成敏「織豊期甲賀「郡中」関連文書の紹介―滝川一益・六角承禎の書状をめぐる―」（『織豊期研究』一二、二〇一〇年）。
- (75) 前掲註7・36村井著書。
- (76) 『信長公記』天正元年九月四日条。
- (77) 三雲成持書状写（『大宝神社文書』戦九八九）。
- (78) 六角承禎書状（『山中文書』『甲賀郡志』下）。
- (79) 『信長公記』天正二年四月二三日条。
- (80) 前掲註36村井著書。
- (81) 前掲註3長谷川著書。
- (82) 『甲賀市史』二（前掲）。
- (83) 近世における「甲賀古土」の由緒の創出については、藤田和敏「甲賀忍者」の実像（吉川弘文館、二〇一一年）及び『甲賀市史』三（甲賀市、二〇一四年）を参照。
- (84) 前掲註8拙著第一部第二章。
- (85) 前掲註7村井著書。
- (86) 前掲註8拙著第二部第二章。

〔付記〕本稿は、JSPS 科研費JP一五H〇三三三九による研究成果の一部である。

（近畿大学文学部）